

平成 24 年 7 月 26 日  
独立行政法人国民生活センター

## 年々増加する投資信託のトラブル

—元本割れなどのリスクを再確認し、トラブルの未然・拡大防止を—

投資信託全体の純資産総額は 2011（平成 23）年末で約 90 兆円となっており、市場規模は非常に大きなものとなっている<sup>1</sup>。こうした背景のもと、国民生活センターでは 2009 年 1 月にいわゆる「ノックイン型投資信託」に関する注意喚起を行った<sup>2</sup>。しかし、全国の消費生活センターに寄せられる投資信託に関する相談はそれ以降も増加傾向にあり、2011 年度は 1,700 件を超えている。

相談内容としては、「契約・解約」や「販売方法」に関するものが多く、中でも元本保証がないことなどについての説明不足や解約に関する相談が目立っている。また、契約当事者は 60 歳以上の高齢者が多く、契約金額の平均が 1,000 万円を超えていることも投資信託に関する相談の特徴である。

他方、2012 年 2 月には投資信託に関する監督指針の改正が金融庁により行われており<sup>3</sup>、今後は消費者トラブルの増加傾向に歯止めがかかることも期待されるが、投資信託の市場規模は非常に大きく、消費者トラブルの件数自体も非常に多いのが現状である。

そこで、更なる消費者トラブルの未然・拡大防止のため、全国に寄せられる相談情報の傾向分析を行い、消費者への注意喚起のために情報提供を行う。

### 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>4</sup>に見る相談の概要

#### （1）年度別相談件数の推移—年々増加傾向が続く—

<sup>1</sup> 社団法人投資信託協会の統計資料（[http://www.toushin.or.jp/tws/toukei\\_dw/I011BJ\\_y.xls](http://www.toushin.or.jp/tws/toukei_dw/I011BJ_y.xls)）による。

<sup>2</sup> 「ローリスクと勧誘されたが、想定外に大きく元本割れする可能性が生じた『ノックイン型投資信託』」（2009 年 1 月 8 日公表）（[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090108\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090108_3.html)）参照

<sup>3</sup> 『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』（新旧対照表）

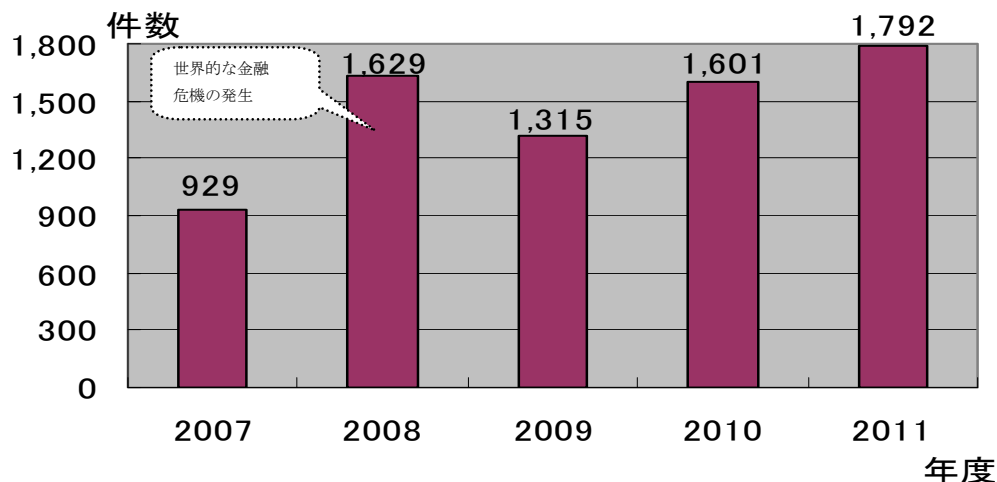
（金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120215-1/02.pdf>）参照

監督指針改正の主な内容として、①通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への勧誘・販売時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか、②元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか、③投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか、などが盛り込まれた。

<sup>4</sup> PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。なお、PIO-NET 情報は相談者の申し出情報に基づいたものである。

投資信託に関する相談件数を年度別に見ると、2007年度は929件であったが、年々増加する傾向が続いており、2011年度は2007年度の約1.9倍である1,792件の相談が全国の消費生活センターに寄せられている（図1）。なお、2008年度に相談件数が急増した背景としては、世界的な金融危機の発生が考えられる。

図1 投資信託に関する相談件数の年度別推移



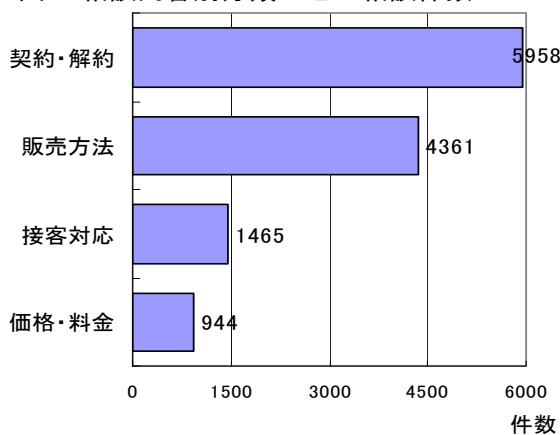
※2012年6月末日までの登録分。以下、同じ。

（2）相談内容の特徴—説明不足に関するものが目立つ—

①相談内容別分類

相談内容別分類ごとの相談件数を見ると、「契約・解約」（契約自体や解約が問題になっているケース）に関する相談が最も多く全体の約8割を占めている。次いで、「販売方法」（勧誘時の販売方法が問題になっているケース）に関する相談が多く、全体の約6割を占めている（図2）。また、これらの年度ごとの割合を見ると、「販売方法」に関する相談の割合が2007年度以降増加傾向にあることが分かる（図3）。

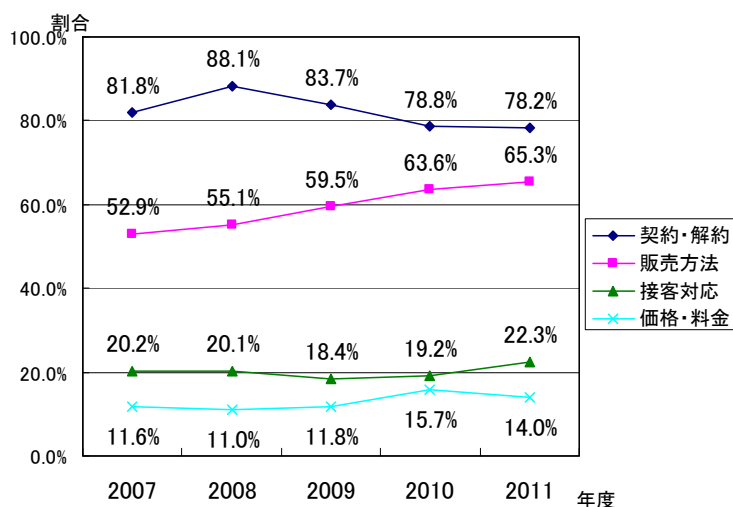
図2 相談内容別分類ごとの相談件数



※2007年度以降全体（n=7,266）。以下、同じ。

なお、「相談内容別分類」は複数カウント項目のため重複がある。

図3 相談内容別分類の年度別割合推移



## ②具体的な相談内容

相談の具体的な内容を見ると<sup>5</sup>、「勧誘時や契約時に商品の仕組みやリスクの説明が十分でなかった」などといった「説明不足」に関する相談が最も多く、全体の約4割を占めている。次いで、「投資信託の契約をしたが解約したい」などといった「解約全般」に関するものが多い（表1）。

このうち、「説明不足」に関する相談について、さらに内訳を分析すると「元本割れ」に関するものが上位にあがっており、これらの事例を見ると「元本割れをすることは説明されなかった」「元本保証ではないという説明がなかった」などといった相談が見られる<sup>6</sup>（表2）。

表1 主な相談内容ごとの割合  
(n=7,266:投資信託全体)

| 投資信託全体 |       |
|--------|-------|
| 相談内容   | 割合    |
| 説明不足   | 35.8% |
| 解約全般   | 30.5% |
| 元本割れ   | 22.5% |
| 強引     | 15.1% |
| 返金     | 10.7% |

※表1は2007年度以降の投資信託全体(7,266件)を母数としている。複数回答項目のため、項目間に重複がある(表2も同様)。

表2 「説明不足」に関する相談の主な内容ごとの割合 (n=2,601:投資信託のうち説明不足)

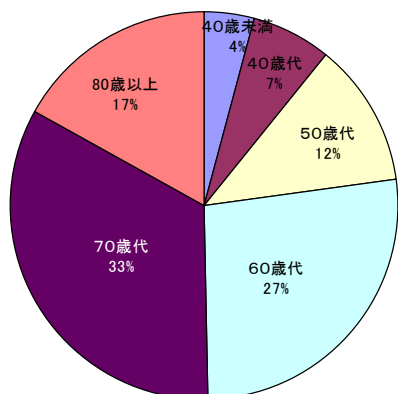
| 投資信託のうち説明不足 |       |
|-------------|-------|
| 相談内容        | 割合    |
| 解約全般        | 33.0% |
| 元本割れ        | 29.6% |
| 返金          | 11.8% |
| 補償          | 11.6% |
| 強引          | 10.6% |

※表2は2007年度以降の投資信託全体のうち「説明不足」(2,601件)を母数としている。

### (3) 契約当事者の特徴—60歳以上が約8割を占める—

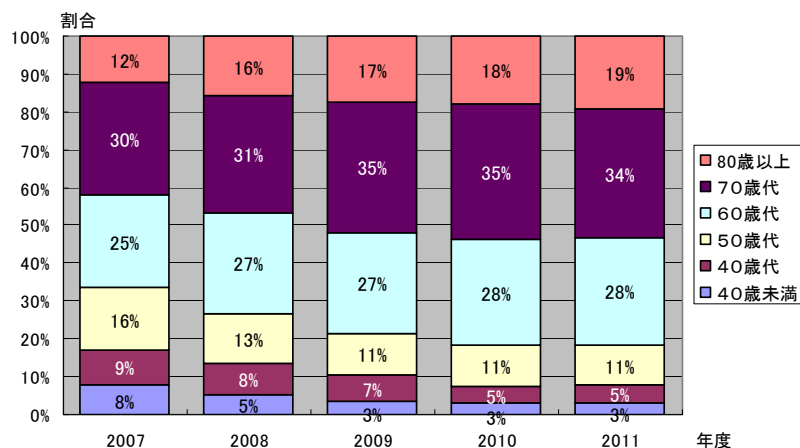
契約当事者の年齢を見ると、70歳以上が全体の約半数を占めており、これに60歳代を加えると全体の約8割を占める(図4)。また、60歳以上の割合は2007年度以降年々増加する傾向にあり(図5)、高齢者の相談が多いことが特徴として伺える。

図4 契約当事者年代別割合



※不明・無回答等を除いて割合を算出。以下同じ。

図5 契約当事者年代別割合の年度別推移



<sup>5</sup> 相談内容を表すキーワードの集計による。

<sup>6</sup> 表1は、投資信託に関する相談全体を分析・集計対象としたものであり、表2は投資信託に関する相談のうち「説明不足」に関するものについてさらに分析・集計したものである。表1と表2における同じ項目名のものはデータの一部が重複している。

#### (4) その他の傾向—平均契約金額は約1,200万円と高額—

##### ①契約金額

100万円以上500万円未満が最も多く、次いで1,000万円以上3,000万円未満が多い。平均契約金は約1,200万円と高額であった(図6)。

##### ②販売購入形態等

相談事例に係る販売購入形態としては、証券会社や銀行等の店舗購入が最も多く全体の約6割を占めており、次いで訪問販売が約3割であった。また、インターネット等による通信販売の割合は小さかった(図7)。相談は、証券会社、銀行等とも同じぐらいの割合であった。

図6 契約金額別相談件数

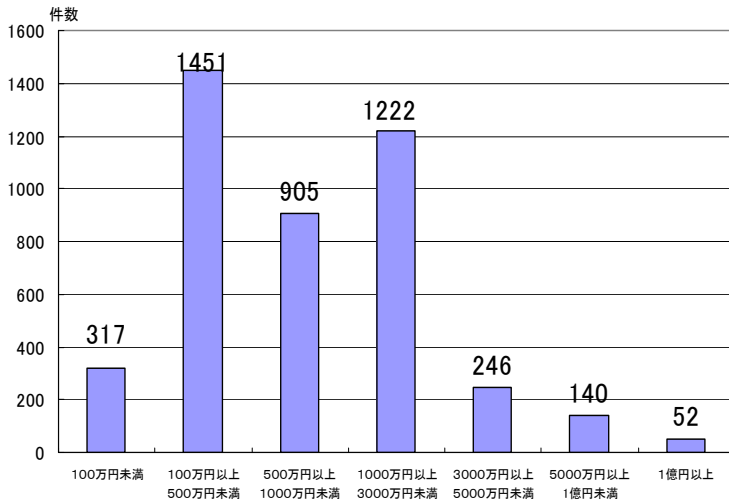
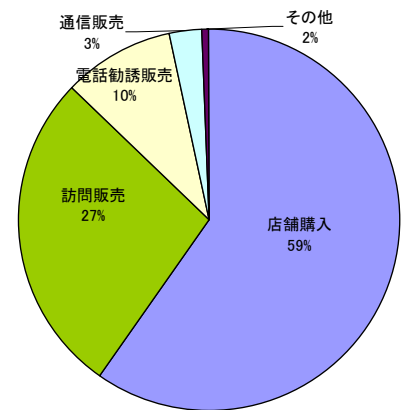


図7 契約購入形態別相談件数



## 2. 主な相談事例

投資信託に関する主な相談事例としては、大きく分けて以下のようなものがある。

### (1) 説明不足や説明内容に関するもの

#### 【事例1】元本保証と言って「ノックイン型」の投資信託を勧誘された

5年前に定期預金にしようとして銀行に出向いたところ、定期預金よりも利率の高い金融商品があり、しかも元本保証と言われ投資信託を紹介された。元本保証があるなら良いと思って900万円の契約をした。それから数年後、株価が下落した際に担当者から連絡があったので、「元本保証ですよ」と聞いたところ、「株価が一定の金額以下になると元本保証はなくなる」と説明された。そのような説明は契約時には聞いていないし、「元本割れの可能性がある」と聞いていたら契約していない。元本割れをしたので補償を求めたい。

(相談受付：2012年3月、契約当事者：北海道、80歳代、男性、無職)

#### 【事例2】分配金が倍になると言われて「通貨選択型」の投資信託を契約したがやめたい

以前から取引のある証券会社から、分配金はこれまで持っていた商品の倍になると言われて、通貨選択型で為替ヘッジのある投資信託を契約した(契約金額約400万円)。目論見書などは契約後に渡され、後で読んでみるとリスクの高い商品であることが分かった。翌日解約したいと申し出たが、すでに契約書にサインしているので解約できないと言われた。支払いは以前取引していた投資信託の解約金を充当し、不足分は1週間以内に支払う約束をしていた。納得できないので

やめたい。

(相談受付：2012年3月、契約当事者：広島県、60歳代、女性、家事従事者)

### 【事例3】「毎月分配型」の投資信託を契約したが説明と異なる点があり解約したい

数日前に、定期預金をする予定で銀行に行ったところ、「利率の良い商品がある」と投資信託を勧められ断ったが、「分配は必ずある」と言われ2種類の投資信託（年2回分配と毎月分配）を合計1,000万円契約した。後から資料に目を通していたら、分配金を出すために元本が減っていくと記載があった。そのような説明は受けていない。話が違うので解約したい。また、元本保証の商品に変更したい。

(相談受付：2011年8月、契約当事者：愛知県、50歳代、男性、給与生活者)

### 【事例4】家中の資金を集め投資したが、思っていた以上に元本割れし納得できない

4年前に定期預金が満期になり銀行の窓口に出向いた。窓口で投資信託を購入するよう勧められた。毎月分配金が約24万円もらえるという説明があり、家中の資金を集め約3,000万円投資信託の契約をした。分配金はもらっているが、元本割れもあり現在の元本は約2,000万円であると言われている。リスクの説明はあったが、こんなに元本が割れるとは想定していなかった。投資目的の金融商品はそれまで購入したことがなく、予想外の損害額に納得できない。

(相談受付：2012年1月、契約当事者：北陸地域、60歳代、男性、無職)

### 【事例5】戦争が起きない限り元本は絶対大丈夫、と言われ契約したが説明と違った

4年前、定期預金をする目的で銀行に行った際に、「戦争が起きない限り元本は絶対大丈夫。保証する」などと何度も説明を受け投資信託を契約した。その1年後、解約しに行ったら、「今解約してもほとんどお金は戻らない」と言われそのまま継続しているが、最初の説明と全く違い、だまされたのではないかと思う。

(相談受付：2011年4月、契約当事者：山形県、60歳代、女性、家事従事者)

## (2) 適合性に関するもの

### 【事例6】認知症高齢者が仕組みを理解せずに契約したが取り消したい

要介護認定と認知症の診断を受けている高齢の母が、証券会社で投資信託などを契約している。約600万円で契約した投資信託の残高が約200万円になっている。契約書などは見つからないし、いつから取引をしていたのか分からない。母は全く仕組みを理解しておらず、契約を取り消したい。

(相談受付：2012年1月、契約当事者：東京都、80歳代、女性、無職)

## (3) 勧誘方法に関するもの

### 【事例7】窓口で勧誘され根負けして契約したが解約したい

数日前、満期になった定期預金の手続きをしに銀行の窓口へ行ったところ、1年間利率のいい定期預金とセットで投資信託を勧められた。元本割れすると説明されたので、元本保証でないのは嫌だと何度も言ったが、1時間くらい粘られ、根負けして契約してしまった。解約したい。

(相談受付：2011年4月、契約当事者：愛知県、70歳代、女性、無職)

#### 【事例8】自宅に何度も来訪され断れずに契約したが解約したい

数日前に、亡夫名義の株を預けてあった証券会社の担当者が来訪した。「リスクはあるがこれはとても良くて安心」「3カ月経てば解約できる(※)」と海外の国債を扱う投資信託を勧められたが、夫に先立たれ気持ちが弱っていたこともあり仕組みは理解できなかった。夜に再度来訪され、気が弱くて断れず約270万円の契約をした。よく考えやはり断ろうと思っていたところ、翌日担当者から電話があった。契約しないと伝えたが「変なものは勧めない」などと言われ、結局押し切られてしまった。後日やはり不安で電話したが、「すでに契約は成立しており、クーリング・オフできないので今日中に払ってほしい」と言われた。資金に余裕がないことは説明している。この契約のことで夜も眠れない。解約したい。

※なお、当該契約について相談窓口で目論見書を確認したところ、「クローズド期間<sup>7</sup>」については「ありません」との記載がなされていた。

(相談受付：2011年1月、契約当事者：東京都、50歳代、女性、家事従事者)

#### (4) 解約自体に関するもの

#### 【事例9】言われるままに契約したが解約に応じてもらえない

以前から株の売買をしていたが、4年前に証券会社の担当者が来訪し、株を売って投資信託を購入したほうが良いと勧められ、分かりやすい説明もなく言われるままに契約した。その後どんどん資産が目減りした。もう年なので解約したいと言うと、7年後に利息が上がるので持っているように言われた。7年後は分からないので解約してほしいと伝えても子どもが引き継げると言っ

て解約させてくれない。早く解約したい。

(相談受付：2012年2月、契約当事者：大阪府、80歳代、女性、家事従事者)

### 3. 相談事例から見た問題点

#### (1) 元本保証ではないこと等リスクについての説明が十分ではない

投資信託は元本保証の金融商品ではなく元本割れのリスクがあるが、「元本割れをするとは説明されなかった」といったように、元本割れなどのリスクの説明がなされていない、もしくは契約をする消費者にとって十分ではないケースが目立っている。このような説明の不十分さが消費者の誤解を招き、トラブルを誘引しているおそれもある<sup>8</sup>【事例1～5】。

こうした場合のうち、「ロックイン型」のように、一定の条件を満たせば元本が保証されるタイ

<sup>7</sup>投資信託によっては、一定期間は解約を認めない「クローズド期間」を設けているものもある。

<sup>8</sup>金融商品販売法では、証券会社や銀行などの金融商品販売業者等は、投資信託などの金融商品の販売が行われるまでの間に、元本割れなどが生じるおそれがある旨などの重要事項について、顧客の知識、経験、財産の状況や契約締結の目的に照らして、顧客に理解されるために必要な方法や程度によって説明しなければならないとされている(金融商品販売法第3条)。

また、金融商品取引法では、証券会社や銀行などの金融商品取引業者等は、原則として、投資信託の契約など金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約締結前交付書面を顧客に交付しなければならないとされている。この契約締結前交付書面には、損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨を記載しなければならない(金融商品取引法第37条の3)。なお、金融商品取引業者等やその営業員などは、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為や不確実な事項について断定的な判断を提供する等して勧誘をしてはならない(金融商品取引法第38条)。

プの投資信託では、株価が一定の金額を下回ると元本が保証されなくなるなどといった元本保証の条件についての説明が不十分であるケースが見られた【事例1】。他方、分配金のあるタイプの投資信託では、分配金の支払いなどのメリットは説明されているが、契約前のリスクの説明が十分ではなくトラブルになっているケースもあった【事例2】。また、分配金を毎月受け取れる「毎月分配型」では、分配金が運用益からではなく、元本を取り崩して支払われることがあるが、この点の説明が不十分であるケースが見られた【事例3】。

その他、「戦争でも起こらない限り大丈夫」などといった抽象的な説明をされているケースもある【事例5】。このようなケースでは、消費者が適切に商品のリスクを認識できないまま契約に至り、トラブルになるおそれがある。この他にも「かたい商品」「プロが運用しているから大丈夫」などという説明をされている例も見られた。

## （2）商品自体が複雑で、そもそもリスクの内容等を認識できない

投資信託の中には、商品の仕組みや想定されるリスクやリターンを消費者が認識するには一定の知識・経験が必要な複雑な内容のものもある。このうち、【事例1】のような「ノックイン型<sup>9</sup>」は、特殊な条件が定められた債券（デリバティブを活用した仕組債）を投資対象としており、仕組み自体が複雑な商品であると思われる。特に、【事例2】のような「通貨選択型」は、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うこともあり、一般の消費者にとっては非常に複雑な商品であると思われる<sup>10</sup>。

投資信託では契約金額が高額であることも多く、中には本人のリスクの許容度を超えた損失になるおそれもあり、先行きに不安をかかえる高齢者にとって生活の根幹をゆるがしかねないような過大な損失を被るケースも見られた<sup>11</sup>【事例4】。

## （3）判断能力が不十分な消費者による契約

認知症高齢者などのように記憶力や判断能力が不十分な消費者が勧誘を受け、内容を全く理解しないまま契約するなど、消費者の適合性<sup>12</sup>に問題のあるケースも見られた【事例6】。この場合、特に一人暮らしだと、契約している事実が家族や周りの人にも気づかれにくい場合もある。

## （4）断っているのにしつこく勧誘される

「契約するつもりはない」などと言って断っているのにしつこく勧誘するといった問題勧誘も見られた【事例7～8】。こうしたケースでは、しつこい勧誘に仕方なく契約してしまうこともあり、解約トラブルになることがある。

<sup>9</sup> 「リスク限定（軽減）型」「条件付元本確保型」などと呼ばれることもある。

<sup>10</sup> この点について、日本弁護士連合会が2012年6月20日に金融庁等に提出した「投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書（<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120615.html>）」では、「一般投資家に販売される投資信託について、一般投資家に適さない複雑な仕組みの商品やリスクの高い商品が販売されることのないよう、商品規制（商品の内容を画する運用規制を含む。）に関する規定を整備すべきである」との意見が述べられている。

<sup>11</sup> 金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況や契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることのないように、業務を行わなければならない（適合性の原則）（金融商品取引法第40条第1号）。

<sup>12</sup> 前掲注11参照。

#### (5) 解約に応じられないというケースも

【事例 9】のように、消費者が事業者に対して「解約したい」と申し出ても解約に応じられなかったというケースが見られた<sup>13</sup>。また、投資信託によっては、一定期間は解約を認めない「クローズド期間」を設けているものもあるが、この点につき【事例 8】では、クローズド期間が設けられていないにも関わらず「3 カ月は解約できない」など事実と異なる説明を行っているケースが見られた。この他にも、「なかなか解約に応じてもらえず、どうしたらよいか」といった相談が寄せられている。

なお、【事例 8】のように「クーリング・オフできないと言われた」といった相談も寄せられているが、そもそも投資信託の契約には金融商品取引法上のクーリング・オフの制度は適用されない。

#### (6) 銀行窓口販売の特徴と問題点

##### ①特徴：投資信託の契約を元々の目的としていなかった消費者がトラブルに遭っている

「定期預金にしようとして銀行に出向いたところ、投資信託を紹介された」など、元々は預金目的で銀行に出向いた消費者が、契約する予定のなかった投資信託の勧誘を受け、トラブルに遭っているケースが非常に多くの事例で見られる【事例 1】【事例 3】【事例 4】【事例 5】【事例 7】。これは元本保証の預金を扱う銀行窓口販売で見られる特徴である。

##### ②問題点：消費者が望んでいる商品性と一致していない

相談事例を見ると『元本割れの可能性がある』と聞いていたら契約していない【事例 1】、「元本保証の商品に変更したい」【事例 3】、「元本保証でない商品は嫌だ」【事例 7】など、元本保証の商品を望んでいる消費者に対して、元本割れリスクが生じる投資信託の勧誘を行っているケースが目立つ。銀行が勧める商品性と消費者の意向がそもそも一致しておらず問題である。加えて、商品性が一致していないことを消費者に十分認識させていないケース【事例 1】や、一致していないにも関わらずしつこく勧誘するケース【事例 7】なども見られた。

#### 4. 消費者へのアドバイス

##### (1) 元本保証ではないことを改めて認識し、販売員の説明内容を十分に確認すること

投資信託は、預貯金とは異なり、元本が保証されたものではないことを改めて認識し、販売員の説明する商品の内容を十分に確認したうえで契約すること。もし確実に元本が保証された商品を希望するのであれば、投資信託の契約は避けること。

##### (2) リスクや仕組みを十分に理解できず、リスクの程度を適切に測ることができなければ契約しないこと

投資信託の中には、「ノックイン型」や「通貨選択型」などのように複雑な仕組みの商品もある。

<sup>13</sup>金融商品取引法では、金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為が禁止されている（金融商品取引法第 38 条第 7 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 5 号）



商品の仕組みやリスクについて、パンフレットや目論見書などの資料で十分に確認し、納得が行くまで説明してもらったうえで、それでも仕組みが理解できなかつたり、リスクの程度を適切に測ることができなければ契約しないこと。また、「毎月分配型」などの場合には、分配金の一部または全てが元本の一部払戻しに相当する場合がありますので、あらかじめよく確認しておくこと。

### （３）自分が許容できるリスクの範囲内で契約すること

投資信託では契約金額が高額になる例も見られ、市場の動向等によっては多額の損失を伴う可能性もある。自分の収入や資産状況を十分に考慮したうえで、自分が許容できるリスクの範囲を明確にしたうえで、その範囲内で契約をすること。

### （４）解約条件についてもあらかじめ確認しておくこと

投資信託によっては、一定期間は解約を認めない「クローズド期間」を設けているものもある。また、解約するとき手数料がかかったり、手数料とは別に、一定の金額が差し引かれるものもあるため、契約する前にあらかじめ解約条件についても確認しておくこと。また、投資信託の契約にはクーリング・オフ制度の適用がないため注意する必要がある。

### （５）トラブルにあったら消費生活センターに相談すること

投資信託に関してトラブルにあつたり、契約前に不安な点などがあれば、最寄りの消費生活センター等に相談すること<sup>14</sup>。

## 5. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

消費者委員会事務局

金融庁監督局証券課

日本証券業協会

一般社団法人全国銀行協会

社団法人投資信託協会

---

<sup>14</sup> このほか、証券会社や銀行の監督官庁である金融庁では、「金融サービス利用者相談室（0570-016811）」にて金融サービスに関する質問・相談・意見等を受け付けている。

(参考資料) ノックイン型、通貨選択型、毎月分配型の投資信託の概要について<sup>15</sup>

\*以下では、「ノックイン型」、「通貨選択型」、「毎月分配型」の投資信託について概要をまとめた。詳細については目論見書などを必ず参照し十分に説明を受けること。

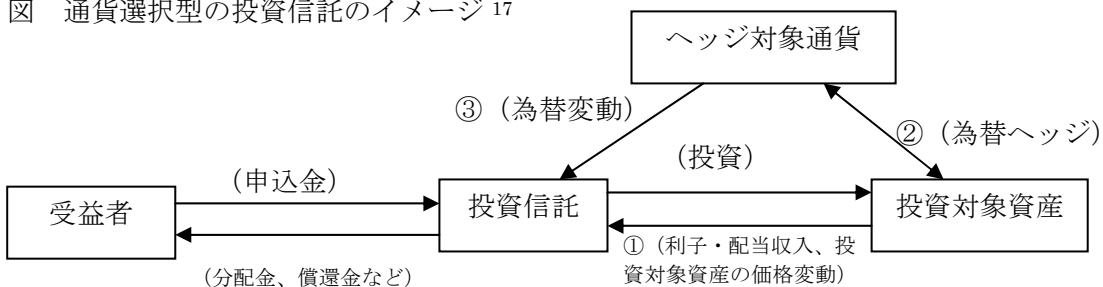
①ノックイン型<sup>16</sup>

「ノックイン型」の投資信託は、株価指数など対象となる資産の価格が、一定の範囲を超えて下落しなければ、一定の利回りが支払われるといった、特殊な条件が定められた債券（仕組債）を投資対象とする投資信託である。一定の範囲を超えて下落した場合（これを「ノックイン」という）、その下落分がそのまま投資家の損失になるというリスクがある。

②通貨選択型

「通貨選択型」の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、投資対象通貨も選択することができるよう設計された投資信託である。「通貨選択型」の投資信託の収益（損失）源の要素としては、①利子・配当収入、投資対象資産の価格変動、②為替ヘッジプレミアム／コスト、③為替差益／為替差損がある（下図参照）。

図 通貨選択型の投資信託のイメージ<sup>17</sup>



| 収益（損失）源の要素     | = | ①利子・配当収入、投資対象資産の価格変動                                   | + | ②為替ヘッジプレミアム／コスト                              | + | ③為替差益／為替差損                   |
|----------------|---|--|---|--|---|------------------------------|
| 収益を得られるケース     |   | 投資対象資産の市況の好転（金利の低下等）*<br>投資対象資産（債券等）の価格の上昇             |   | ヘッジ対象通貨の短期金利が投資対象資産の短期金利を上回る。<br>ヘッジプレミアムの発生 |   | ヘッジ対象通貨が対円で上昇（円安）<br>為替差益の発生 |
| 損失やコストが発生するケース |   | 投資対象資産（債券等）の価格の下落<br>投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化等）* |   | ヘッジコストの発生                                    |   | ヘッジ対象通貨が対円で下落（円高）<br>為替差損の発生 |

\*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（債券、株式、不動産等）により異なる。

<sup>15</sup> 日本証券業協会ホームページ（<http://www.jsda.or.jp/>）及び事業者の目論見書等より一部抜粋した。詳細については、同協会ホームページ及び事業者の目論見書等を参照。

<sup>16</sup> 国民生活センター報道発表資料「ローリスクと勧誘されたが、想定外に大きく元本割れする可能性が生じた『ノックイン型投資信託』」（2009年1月8日公表）（[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090108\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090108_3.html)）参照

<sup>17</sup> 「通貨選択型」の投資信託のイメージであり、実際の成果を示唆するものではない。

### ③毎月分配型

「毎月分配型」の投資信託は、1 カ月ごとに決算を行い、収益等の一部を収益分配金（分配金）として毎月分配する運用方針になっている。投資信託の分配金には、普通分配金（個別元本を上回る部分からの分配金）と元本払戻金（特別分配金）（個別元本を下回る部分からの分配金）がある。元本払戻金（特別分配金）は、「投資した元本の一部払戻し」に当たり、その金額だけ個別元本は減少する。